

平成 26 年 11 月 14 日開催

行政改革調査対策特別委員会資料

第 5 次行政改革大綱（案）について

第 5 次上越市行政改革大綱の策定等について	・・・	1
第 5 次上越市行政改革大綱（案）	・・・	別冊資料 1

第 5 次行政改革推進計画について

第 5 次上越市行政改革推進計画の概要について	・・・	2 ~ 6
第 5 次上越市行政改革推進計画の取組内容（案）	・・・	7 ~ 12
第 5 次上越市行政改革推進計画の推進体制（案）	・・・	13

その他

公の施設使用料の見直しについて	・・・	14 ~ 16
使用料改定料金の試算（平成 26 年 11 月 14 日現在）	・・・	別冊資料 2
平成 26 年度の公の施設の再配置の予定施設について《参考資料》	・・・	17 ~ 19

所管委員会	行政改革調査対策特別委員会
提出課	行政改革推進課

第5次上越市行政改革大綱の策定等について

1 「第5次上越市行政改革大綱（案）」の策定経過について

第5次行政改革大綱については、第4次行政改革の検証結果を踏まえた上で、庁内における横断的な検討と課題抽出作業を重ねる一方、地域協議会や町内会等との意見交換、さらには当市の行政改革に対する市政モニターへのアンケート結果等を参考にしながら策定作業を進めてきた。

その後、市議会行政改革調査対策特別委員会との意見交換や、行政改革推進本部会議での審議を経て、「第5次上越市行政改革大綱（案）」の取りまとめを行った。

2 当面及び今後のスケジュール

平成26年11月4日 ～12月3日	「第5次行政改革大綱（案）」のパブリックコメントの実施
平成26年11月～	「第5次行政改革大綱（案）」等の地域協議会への説明
平成26年12月	「第5次行政改革大綱」の策定、公表

パブリックコメントの実施について

意見公募期間	平成26年11月4日（火）～平成26年12月3日（水） （最終日は、郵送の場合は当日消印有効、メール・FAXの場合は24時必着）
公表資料	・第5次上越市行政改革大綱（案） ・【参考資料】第5次上越市行政改革推進計画の取組項目（案） 参考資料は、意見募集の対象外
資料公表場所	行政改革推進課、市政情報コーナー（木田庁舎1階）、各総合事務所、南出張所、北出張所、高田地区公民館、直江津地区公民館、高田図書館、高田図書館浦川原分館、市民プラザ、教育プラザ、直江津学びの交流館、ユートピアくびき希望館、市ホームページ

第5次上越市行政改革推進計画の概要について

- 1 第5次上越市行政改革推進計画の位置付け
 - ・ 第5次上越市行政改革大綱に示した内容を、着実かつ集中的に推進するための具体的な取組を示したアクションプラン（実施計画）として策定する。
 - ・ 平成26年度に実施した「事務事業の総点検」の評価結果を踏まえ、「財政計画」及び「定員適正化計画」と連動した計画とする。
- 2 計画期間
 - ・ 第5次上越市行政改革推進計画（以下「推進計画」という。）の計画期間は、同大綱とあわせ、平成27年度から平成30年度までの4年間とする。
- 3 推進計画の特徴・構成等
 - ・ 推進計画全体を通じた総括的な目標設定は行わず、取組項目ごとに現状と課題を整理し、計画の最終年度（平成30年度）の到達目標を設定した上で、目標達成に向けた年度別の取組内容（工程）を明示する。到達目標については、可能な限り定量化を図るものとする。
 - ・ 全庁的に行政改革に取り組む機運の醸成を図るため、推進計画では、全ての課等が何らかの取組に関与する内容を盛り込むものとする。
 推進計画のイメージ案は3～6ページ、取組内容及び到達目標の案は7～12ページ、全庁的な推進体制は13ページのとおり
- 4 推進体制（進捗管理）
 - ・ 市長を本部長とする行政改革推進本部において、半期毎の進捗状況の把握を行う。なお、毎年度の検証結果を踏まえ、必要に応じて新たな取組の追加や推進状況にあわせた取組内容の見直しを行うなど推進計画を修正し、その時々状況に応じた最適な手法により行政改革を推進する。
- 5 進捗状況の公表
 - ・ 広報上越及び市ホームページ等で市民に進捗状況を公表するとともに、市議会に進捗状況を報告する。
- 6 策定に向けたスケジュール案
 - ・ 策定に向けたスケジュール案は以下のとおり。
 - ・ なお、推進計画については、パブリックコメントを実施する第5次上越市行政改革大綱の実施計画であり、毎年度の見直しを予定していることから、パブリックコメントは実施しない。

時 期	内 容
平成26年10月21日	・ 行政改革推進本部会議における審議
11月～	・ 庁内での検討（取組主管課等との協議） ・ 市議会行政改革調査対策特別委員会及び地域協議会等への説明・意見交換
12月	・ 素案の取りまとめ
平成27年1月～2月	・ 計画の策定、公表 ・ 大綱及び推進計画の概要版作成（市民への配布）

イメージ

第5次上越市行政改革推進計画

【平成27年度～平成30年度】

平成 年 月



新潟県上越市

【第5次上越市行政改革推進計画の策定について】

第5次上越市行政改革推進計画の位置付け

- ・ 第5次上越市行政改革大綱に示した内容を、着実かつ集中的に推進するための具体的な取組を示したアクションプラン（実施計画）として策定する。

計画期間

- ・ 計画期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とする。

推進計画の特徴・構成等

- ・ 取組項目ごとに現状と課題を整理し、その課題の解消・解決に向けた年度別の目標と取組内容を明示する。年度別目標については、可能な限り定量化を図る。

推進体制（進捗管理）

- ・ 市長を本部長とする行政改革推進本部において、半期毎の進捗状況の把握を行う。なお、毎年度の検証結果を踏まえ、必要に応じて新たな取組の追加や推進状況にあわせた取組内容の見直しを行うなど推進計画を修正し、その時々状況に応じた最適な手法により行政改革を推進する。

進捗状況の公表

- ・ 広報上越及び市ホームページ等で市民に進捗状況を公表するとともに、市議会に進捗状況を報告する。

《目次》

1 財政の健全化		3 人材育成・組織風土の改革	
(1) 歳出構造の見直し	...	(1) 定員の適正化及び組織の見直し	...
(2) 歳入確保の取組推進	...	(2) 人材育成の推進	...
(3) 公営企業等の健全経営	...		
2 行政運営システムの見直し		4 「新しい公共」の創造・推進	
(1) マネジメントシステムの強化	...	(1) 地域自治の推進	...
(2) 民間活力の活用	...	(2) 市民活動の促進	...
(3) 公共施設の見直し	...	(3) 取組推進のための環境整備	...
(4) 市民とのコミュニケーションの充実	...		

第5次行政改革推進計画の取組項目

大項目	中項目		取組項目
1 財政の健全化	(1) 歳出構造の見直し	1	優良な市債の有効活用による将来負担の軽減
		2	財政調整基金の確保と活用
		3	補助金・交付金の見直し
		4	経費の節減・合理化の徹底
		5	入札契約制度の改善・見直し
		6	公共工事等コストの更なる縮減
		7	予算規模の計画的な縮小
	(2) 歳入確保の取組推進	8	市税等の収納率の向上に向けた取組の推進
		9	受益者負担の適正化
		10	未利用財産の売却・貸付の促進
		11	その他の自主財源の確保
	(3) 公営企業等の健全経営	12	ガス事業、上水道事業の健全経営の維持
		13	病院事業の健全経営に向けた取組の推進
		14	下水道事業の健全経営に向けた取組の推進
		15	特別会計の効率的な運営
		16	第三セクターの経営健全化
2 行政運営システムの見直し	(1) マネジメントシステムの強化	17	政策協議の実施
		18	徹底した事務事業の見直し
		19	各種整備計画の策定と運用
		20	内部管理事務の効率化・簡素化、事務改善の推進
		21	部局ごとの目標管理の実施

大項目	中項目		取組項目(案)	
2 行政運営システムの見直し	(2) 民間活力の活用	22	民間への業務委託等の推進	
		23	指定管理者制度の導入と適正な運用	
	(3) 公共施設の見直し	24	計画的な再配置の実施	
		25	計画的な除却の実施	
		26	計画的な保全・長寿命化の推進	
		27	借地の解消、借地料の見直し	
		28	分かりやすい市政情報の発信	
	(4) 市民とのコミュニケーションの充実	29	広聴活動の推進	
		30	市民ニーズ等に対応した相談窓口の充実	
		31	申請手続きの簡素化	
		32	定員適正化の推進	
3 人材育成・組織風土の改革	(1) 定員の適正化及び組織の見直し	33	組織の見直し	
		34	職員能力の開発促進	
	(2) 人材育成の推進	35	人事評価制度の構築と適正な運用	
		36	危機管理能力の向上	
		37	職場環境の整備	
		(1) 地域自治の推進	38	地域コミュニティ活動の推進
			39	地域自治区制度の推進
4 「新しい公共」の創造・推進	(2) 市民活動の促進	40	多様な市民活動の促進	
	(3) 取組推進のための環境整備	41	まちづくりの人材育成	
		42	職員の意識向上と体制整備	

《記載のイメージ》

大項目	中項目	番号	取組項目	取組主管課等 関係課等	現状と課題 (現在の抱える課題は何か、解決に向け何が必要か)	具体的な取組内容 (何を、何のために、どのように改革に取り組んでいくのか)	平成30年度の到達目標 (数値目標)	各年度の取組内容(目標達成に向けた工程)				
								区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1 財政の健全化												
(1) 歳出構造の見直し												
(記載例)			具体的な取組項目名を記載	取組項目の主管課等と、推進に当たり関係する課等を記載	取組項目に関し、現在の抱える課題は何か、解決に向け何が必要かなどを記載	左記の「現状と課題」を踏まえつつ、平成30年度に設定した目標の実現に向け、何を、何のために、どのように改革に取り組んでいくのかを記載	計画期間の最終年度となる30年度の到達目標(数値化できるものは数値目標又は成果指標)を記載	計画内容(Plan)	目標達成に向けた具体的な取組内容を記載 (27年度における到達の目安) 必要に応じて、年度別の到達目標の数値を記載	目標達成に向けた具体的な取組内容を記載 (28年度における到達の目安) 必要に応じて、年度別の到達目標の数値を記載	目標達成に向けた具体的な取組内容を記載 (29年度における到達の目安) 必要に応じて、年度別の到達目標の数値を記載	目標達成に向けた具体的な取組内容を記載
								取組状況(Do)	計画に沿った取組内容(実績)を記載	計画に沿った取組内容(実績)を記載	計画に沿った取組内容(実績)を記載	計画に応じた取組内容(実績)を記載
								取組工程に対する評価(Check)	取組内容(実績)、進捗状況に対する評価を記載	取組内容(実績)、進捗状況に対する評価を記載	取組内容(実績)、進捗状況に対する評価を記載	平成30年度の到達目標に対する評価を記載
								見直し、改善事項(Action)	進捗の遅延や改善の余地があった場合、見直しの内容を記載	進捗の遅延や改善の余地があった場合、見直しの内容を記載	進捗の遅延や改善の余地があった場合、見直しの内容を記載	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 平成28年度以降、取組状況(実績値)や目標達成に向けた進捗状況(評価)、見直し内容等を追加記載していく予定 </div>												
1			優良な市債の有効活用による将来負担の軽減	財政課 財政課	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度決算に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率が %、連結実質赤字比率が %、実質公債費比率が %、将来負担比率が %であり、財政再生団体に至るまでではないが、全国的に見ると下位に位置付けられる状況にある。 今後も財政の健全化に向け、健全化判断比率の推移に留意するとともに、優良な市債等を有効活用することにより、一般財源の負担軽減を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 健全化判断比率の推移に留意した財政運営や、優良な市債等の有効活用等により、市債発行の抑制等に取り組み、後年度負担の軽減の具体的な目安となる健全化判断比率の抑制を図る 	【到達目標(数値目標)】 ・健全化判断比率を次のとおりとする 実質公債費比率 %以下 将来負担比率 %以下	【取組内容】 ・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 ・優良な市債等の有効活用等により一般財源の負担軽減を図る。 (27年度における到達の目安) ・実質公債費比率 %以下 ・将来負担比率 %以下	【取組内容】 ・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 ・優良な市債等の有効活用等により一般財源の負担軽減を図る。 (28年度における到達の目安) ・実質公債費比率 %以下 ・将来負担比率 %以下	【取組内容】 ・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 ・優良な市債等の有効活用等により一般財源の負担軽減を図る。 (29年度における到達の目安) ・実質公債費比率 %以下 ・将来負担比率 %以下	【取組内容】 ・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 ・優良な市債等の有効活用等により一般財源の負担軽減を図る。	
2			財政調整基金の確保と活用	財政課 財政課	<ul style="list-style-type: none"> これまでも財政調整基金は不測の事態に対応するための財源として活用しつつ、可能な限り残高の確保に努めたことで、平成26年度末の残高見込み額は 億円となっている。 今後も安定的な財政運営を図るための財源として、また、災害や歳入の大幅な減少等の不測の事態に備えるため、計画的な取崩しと一定額の基金残高を確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 財政調整基金を一定額確保しつつ、後年度負担の軽減等につながるよう事業の財源として適切な活用を図る 	【到達目標(数値目標)】 ・財政調整基金残高を次のとおりとする 億円以上の維持	【取組内容】 ・財政調整基金を事業の財源として活用するとともに、年度末基金残高を 億円以上確保する。	【取組内容】 ・財政調整基金を事業の財源として活用するとともに、年度末基金残高を 億円以上確保する。	【取組内容】 ・財政調整基金を事業の財源として活用するとともに、年度末基金残高を 億円以上確保する。	【取組内容】 ・財政調整基金を事業の財源として活用するとともに、年度末基金残高を 億円以上確保する。	
3			補助金・交付金の見直し	財政課、行政改革推進課 全ての課等	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度決算における補助金等の総額は 千円、補助対象団体等は 団体である。 市が行政目的を効率的・効果的に達成するうえで、各種団体等が行政の補完的役割を担うことが必要である一方、補助金等の公益性、有効性、公平・公正性、適格性の確保が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等の見直しの基本方針を策定し、必要性や妥当性、補助率や終期の変更等を検証し、適正な金額への見直しや整理統合を図る 	【到達目標】 ・見直し方針が定められ、一定の基準の下、すべての補助金について見直しが行われている状態	【取組内容】 ・補助金等の見直し方針を策定する。 ・当該方針に基づき、適正な金額への見直しや整理統合を図る。	【取組内容】 ・見直し方針に基づき、適正な金額への見直しや整理統合を推進する。	【取組内容】 ・見直し方針に基づき、適正な金額への見直しや整理統合を推進する。	【取組内容】 ・見直し方針に基づき、適正な金額への見直しや整理統合を推進する。	

第5次上越市行政改革推進計画の取組内容（案）

大項目	中項目	取組項目	具体的な取組内容（案）	平成30年度の到達目標 (現時点での事務局の検討例であり、 今後変更の場合あり)	
1 財政の 健全化	(1) 歳出構 造の見直し	1	優良な市債の有効活用による将来負担の軽減	・健全化判断比率の推移に留意した財政運営や、優良な市債等の有効活用等による一般財源の負担軽減により、市債発行の抑制等に取り組み、後年度負担の軽減の具体的な目安となる健全化判断比率の抑制を図る	・健全化判断比率を次のとおりとする 実質公債費比率 %以下 将来負担比率 %以下
		2	財政調整基金の確保と活用	・財政調整基金を一定額確保しつつ、後年度負担の軽減等につながるよう事業の財源として適切な活用を図る	・財政調整基金残高を次のとおりとする 億円以上の維持
		3	補助金・交付金の見直し	・補助金等の見直しの基本方針を策定し、必要性や妥当性、補助率や終期の変更等を検証し、適正な金額への見直しや整理統合を図る	・見直し方針が定められ、一定の基準の下、すべての補助金について見直しが行われている状態
		4	経費の節減・合理化の徹底	・職員のコスト意識を高め、仕事の仕方を根本から見直すことで、経常経費（消耗品費、光熱水費等）の節減、合理化・効率化の徹底を図る	・財政計画に沿って、消耗品費や行政庁舎の光熱水費など物件費等の縮減が図られている状態
		5	入札契約制度の改善・見直し	・公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の一部改正や基本指針等を踏まえつつ、公正・透明かつ競争性の高い入札契約制度に向けた改善・見直しを図る	・公正・透明かつ競争性の高い入札制度が適切に運用されている状態
		6	公共工事等コストの更なる縮減	・公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の一部改正や基本指針等を踏まえつつ、公共工事等に最適な手法・工法を採用することにより、品質の確保と事業コストやライフサイクルコストの縮減を図る	・公共工事等の品質確保とコスト縮減に向け、具体的な仕組みが整備されている状態
		7	予算規模の計画的な縮小	・歳入規模に見合った歳出構造の見直しを進め、予算規模の計画的な縮小を図る	・財政計画の範囲内で予算編成が実施されている状態

大項目	中項目	取組項目	具体的な取組内容（案）	平成30年度の到達目標 （現時点での事務局の検討例であり、 今後変更の場合あり）	
	(2) 歳入確保の取組推進	8	市税等の収納率の向上に向けた取組の推進	・納税相談や分納措置、コンビニ収納等の推進により、納税しやすい環境を整備するとともに、各種債権の徴収体制の強化等に取り組み、収納率の向上を図る	・市税等の収納率を次のとおりとする 現年課税分収納率 全体 % 滞納繰越分収納率 全体 %
		9	受益者負担の適正化	・サービスの利用に対する不公平や格差が生じないように、使用料や手数料、各種事業の受講料等については、原価（ランニングコスト等）をベースとした算定方法を基本に定期的に見直すことにより、受益者負担の適正化を図る	・定期的な見直しにより、サービスの対価として、受益者負担の適正化が図られている状態
		10	未利用財産の売却・貸付の促進	・普通財産（直接に公の目的に供していない財産）や行政財産の未利用部分等の商品化を進め、売却・貸付の促進策に基づき取組を推進する	・計画期間内の未利用財産の売却・貸付額を次のとおりとする 売却額 千円以上 貸付額 千円以上
		11	その他の自主財源の確保	・職員が財源獲得の意識を持ち、広告事業の推進、ふるさと納税の促進、その他財源（国県補助金の的確な把握と活用等）の確保等の取組を推進する	・計画期間内の自主財源収入額を次のとおりとする 千円以上
	(3) 公営企業等の健全経営	12	ガス事業、上水道事業の健全経営の維持	・施設の長寿命化による更新需要の抑制、企業債の新規借入抑制等による将来負担の軽減等により、健全な経営を維持する	・第2次中期経営計画（H27-H34）の取組推進により、健全経営が維持された状態（各項目の業務指標が達成された状態）
		13	病院事業の健全経営に向けた取組の推進	・国の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（H26.8.29付け通知）を踏まえ、経営戦略を策定するとともに、医師・看護師の確保、医療機能の維持・充実等により経営の健全化を図る	・経営戦略に基づき、経営の健全化が図られている状態
		14	下水道事業の健全経営に向けた取組の推進	・国の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（H26.8.29付け通知）を踏まえ、経営戦略である全体計画を見直すとともに、接続率の向上、施設の統廃合、公営企業会計への移行検討等を通じて経営の健全化を図る	・経営戦略に基づき、経営の健全化が図られている状態（接続率の向上、使用料の増収など）

大項目	中項目	取組項目	具体的な取組内容（案）	平成30年度の到達目標 （現時点での事務局の検討例であり、 今後変更の場合あり）
		15 特別会計の効率的な運営	・各会計における収支構造の健全化に取り組むとともに、必要に応じ経営計画を策定し、健全経営を推進することにより、一般会計からの繰出金の抑制を図る（病院事業、下水道事業は別掲）	・各会計の収支構造の健全化が図られている状態（一般会計からの繰出金の縮減など）
		16 第三セクターの経営健全化	・国の「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を踏まえ、各第三セクターの方向性を明確にするとともに、特に累積欠損を抱える第三セクターを中心に経営改善の取組を推進する	・第三セクターの健全経営が図られている状態（単年度黒字の計上、累積欠損の縮減など）
2 行政運営システムの見直し	(1) マネジメントシステムの強化	17 政策協議の実施	・第6次総合計画に基づき、施策・事業の重点化を図るため、政策協議を実施する	・第6次総合計画に基づき重点化する主要施策・事業が選定され、予算が優先配分されている状態
		18 徹底した事務事業の見直し	・平成26年度に実施した「事務事業の総点検」に基づく「改善・廃止計画」の適切な進捗管理を行うとともに、定期的な事業評価を検討・実施し、限られた経営資源を最適配分する	・事業評価の実施及び適切な進捗管理により、限られた経営資源が最適に配分され、市民が真に必要なとするサービスが提供されている状態
		19 各種整備計画の策定と運用	・事業の優先順位を定めた整備計画を策定し、財政状況に応じて優先度の高い事業から効果的かつ計画的な事業実施を図る	・分野ごとに整備計画が策定され、優先度の高い事業から実施されている状態
		20 内部管理事務の効率化・簡素化、事務改善の推進	・先進事例の情報を庁内で共有するとともに、年度単位で取組結果を集約し公表するなど、内部管理事務の効率化・簡素化や事務改善の取組を推進する	・取組が計画的に実施され、全部局において継続的に取組が行われている状態
		21 部局ごとの目標管理の実施	・計画的な施策や事業等の推進のため、各部局において予算編成に合わせ取組目標を設定し、進捗管理を実施する	・部局の目標が設定され進捗管理が行われている状態（PDCAサイクルに基づく取組が定着している状態）

大項目	中項目	取組項目	具体的な取組内容(案)	平成30年度の到達目標 (現時点での事務局の検討例であり、 今後変更の場合あり)
	(2) 民間活 力の活用	22 民間への業務委託 等の推進	・国の公共サービス改革基本 方針や全国的な自治体の民間 委託導入実績、行政サービス 等民間提案制度の導入、施設 の民間譲渡による民営化等を 検証し、民間への業務委託等 の検討・推進を図る	・民間委託等の取組方針が定めら れ、検討・推進が図られている状 態 参考指標 ・学校給食調理業務委託：累計 校など
		23 指定管理者制度の 導入と適正な運用	・指定管理者制度の検証を行 うとともに、今後の導入方針 と計画を策定し、制度の適正 な運用を図る	・真に制度の導入効果が得られる 施設について、制度が導入され ている状態
	(3) 公共施 設の見直し	24 計画的な再配置 (譲渡・廃止)の 実施	・公の施設について、施設の 目的と機能、地域バランス等 を勘案し、適正配置に向けた 取組の推進を図る ・保育園、学校施設、市営住 宅等については、個別の再配 置計画(整備計画)を策定 し、計画的な適正配置を図る	・再配置計画に基づく取組を進 め、平成30年度末の公の施設数を 次のとおりとする 公の施設数 施設
		25 計画的な除却の実 施	・施設の再配置(譲渡・廃 止)等を踏まえ、廃止とした 施設について、安全管理面か ら計画的な除却を図る	・計画的な除却が推進され、施設 廃止後の維持管理経費の縮減や、 適切な跡地利用が図られている状 態
		26 計画的な保全・長 寿命化の推進	・施設の維持管理や更新費用 の低減化・平準化を図るた め、公共施設等総合管理計画 を策定し、計画的な保全・長 寿命化を推進する	・公共施設等総合管理計画が策定 され、同計画に基づく適正な施設 管理が行われている状態
		27 借地の解消、借地 料の見直し	・市が借り受けている土地に ついて、今後の使用状況等を 十分検討した上で、借地関係 の解消(返還・買収)や借地 料の算定の見直しを図る	・借地が最小限の範囲で適正な借 地料となっている状態
		28 分かりやすい市政 情報の発信	・市広報やホームページ等の 情報の最新化やユニバーサル デザイン化を通じて、分かり やすい市政情報の的確かつ迅 速な発信を図る	・最新かつ正確な市政情報が小中 学生にも分かるレベルで発信さ れ、その情報を容易に入手できる 状態 参考指標 ・市ホームページのアクセス件 数： 件以上など

大項目	中項目	取組項目	具体的な取組内容(案)	平成30年度の到達目標 (現時点での事務局の検討例であり、 今後変更の場合あり)
		29 広聴活動の推進	・対話集会、市政モニターアンケート等のほか、地域協議会等を通して、市民の意見等を聴く機会の確保と市政運営への反映を図る	・広聴活動に積極的に取り組み、真の市民ニーズを的確に捕捉し、その結果が市政に反映されている状態
		30 市民ニーズ等に対応した相談窓口の充実	・福祉等の一般相談窓口のほか、専門性の高い特定業務へ相談窓口の設置を検討するなど、社会経済情勢や市民ニーズに対応した相談窓口の充実を図る	・市民ニーズに対応した相談窓口が設置され、市民の満足度の維持・向上が図られている状態
		31 申請手続きの簡素化	・市民の利便性向上に向け、各種申請手続きの簡素化等に取り組み、サービスの向上を図る	・各種申請手続きの簡素化により、手続きに要する時間が短縮されている状態
3 人材育成・組織風土の改革	(1) 定員の適正化及び組織の見直し	32 定員適正化の推進	・職員の総人件費を抑制しつつ、サービスの質の維持・向上を図るため、業務量と連動した人員配置を行い、計画的に職員数を削減する	・定員適正化計画に基づき、平成31年度当初における職員数を次のとおりとする 正規職員数 人
		33 組織の見直し	・複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政需要に迅速かつ柔軟に対応できる、効率的な組織体制を構築する	・市の政策・戦略と業務量に沿った、効率的な組織が構築されている状態
		34 職員能力の開発促進	・職員の意識改革をはじめ、事務処理能力や政策形成能力を強化する実践的な研修等の実施ほか、自己啓発の促進を図る	・職員の職階に応じた基礎的資質・能力が向上した状態
	35 人事評価制度の構築と適正な運用	・能力や適性に応じた人材育成と組織全体の士気高揚を図るため、公平・公正・透明な人事評価制度を構築し、適正な運用を図る	・職員の能力や業績を適切に評価し、任用・昇給等に反映した評価制度が運用され、人材育成や組織の士気高揚に生かされた状態	
	(2) 人材育成の推進			

大項目	中項目	取組項目	具体的な取組内容（案）	平成30年度の到達目標 （現時点での事務局の検討例であり、 今後変更の場合あり）
		36 危機管理能力の向上	・高い倫理観と危機管理意識を持ち業務を遂行するため、研修等を通じて法令遵守をはじめ様々なリスクへの管理能力の強化を図る	・法令遵守をはじめ様々なリスクに対するチェック体制の強化を図り、職員の危機管理意識の向上が図られている状態
		37 職場環境の整備	・働きやすい職場環境の確保に向け、職員間のコミュニケーションの活性化、時間外労働の削減、有給休暇の取得推進など、仕事と生活の調和に資する取組を推進する	・働きやすい職場環境が整備されている状態 参考指標 ・長時間労働者数（年間延べ人数）： 人以下 ・有給休暇の取得日数： 日以上など
4 「新しい公共」の創造・推進	(1) 地域自治の推進	38 地域コミュニティ活動の推進	・町内会・住民組織など地域住民による公共的課題の解決に向けた自発的・主体的な取組を支援する	・地域コミュニティ活動が推進されている状態
		39 地域自治区制度の推進	・地域住民の意思を市政に反映させ、地域主体のまちづくりを推進するための地域自治区制度の適切な運用を図る	・地域自治区制度が有効に活用され、地域主体のまちづくりが推進されている状態
	(2) 市民活動の促進	40 多様な市民活動の促進	・NPO・ボランティアセンターの機能強化を通じて、市民活動の活性化や様々な主体の協働を促す	・多様な市民活動が推進されている状態（地域活動や市民活動に参画する市民の増加など）
		(3) 取組推進のための環境整備	41 まちづくりの人材育成	・まちづくりに関連する講習会や講演会等を開催し、まちづくり活動を担う人材の育成を図る
	42 職員の意識向上と体制整備		・市民活動や協働に関する庁内の情報共有化、職員の意識向上に向けた研修の開催、取組推進のための体制整備を図る	・市民活動や協働の推進に向けて、職員の意識向上が図られている状態 参考指標 ・研修を受講した職員数： 人など

公の施設使用料の見直しについて

1 使用料見直しの対象施設

- ・ 使用料見直しの対象施設は、939 の公の施設（平成 26 年 4 月 1 日時点）のうち、法令等の規制により市独自の料金設定、又は料金設定そのものが困難な施設等を除く 215 施設とする。

* 使用料見直しの対象施設（平成 26 年 11 月 14 日現在）

区 分	施設数	内 訳	今回の見直しによる使用料改定	（参考）消費税率引上げへの対応
・法令等の規制や不特定多数が利用する施設の性質上、料金の設定・改定が困難な施設	404	小・中学校、幼稚園、公園、養護老人ホーム等	改定しない	改定対象施設はない見込み
・コスト計算による使用料設定になじまない施設、政策的に使用料を設定する施設	207	日帰り・宿泊温浴施設、コミュニティプラザ、屋外ゲートボール場、霊園、漁港等		使用料改定（引上げ分の転嫁）を検討中 H26.4 月に使用料を改定した温浴施設等は消費税率 10% への引上げ時のみ改定
・平成 26 年度末までに再配置を予定している施設	113	農村地区多目的集会所、こどもの家等		使用料は改定せず
・使用料見直しの検討対象施設	215	集会施設、体育施設等	改定する 原価の低廉な施設は現状維持	改定分は消費税率引上げの影響を反映 消費税率 10% への引上げ時は別途対応を検討
合 計	939			

上記区分の施設数は、今後の精査により変動する可能性あり

見直しの検討対象施設の地域自治区別の状況は 16 ページに記載のとおり

2 施設別の試算額

- ・ 使用料の試算結果は、「《別冊資料 2》使用料改定料金の試算（平成 26 年 11 月 14 日現在）」のとおり。

施設使用料見直しの考え方は、平成 26 年 9 月 26 日開催の行政改革調査対策特別委員会資料を参照

< 参考 > 施設使用料見直しの考え方（概要）

使用料の算定方法

- ・ 利用面積により使用料を算定する施設【占有施設（会議室、体育館等）】

$$\text{使用料(1室・1時間)} = \text{原価(1m}^2\cdot\text{1時間当たりの経費)} \times \text{利用面積} \times \text{価値補正(100\%~50\%)}$$

$$\text{原価} = \text{施設全体の維持管理経費} \div \text{貸出スペースの総面積} \div \text{利用可能時間}$$

- ・ 利用者1人当たりの維持管理経費を基に使用料を算定する施設【共用施設（プール等）】

$$\text{使用料(利用1回)} = \text{原価(利用者1人当たりの経費)} \times \text{価値補正(100\%~50\%)}$$

$$\text{原価} = \text{施設全体の経費} \div \text{年間目標利用者数}$$

- ・ 照明設備

$$\text{使用料(1時間)} = \text{原価(1時間当たりの電気料)}$$

$$\text{原価} = \text{基本料金} \div \text{利用可能時間} + \text{1時間当たりの電力量料金}$$

…1時間当たりの電力量料金は、照明の球数(電気の使用量)に応じて変動する。
電気料金契約が施設本体等と同一である等の理由から、当該照明設備分の基本料金を算定できない施設は、電力量料金を原価とみなすなど、算定方法を検討する。
貸出備品等の附属設備は、総じて古い備品が多く、種類も多岐にわたるなど、統一的な基準に基づく見直しが難しい状況にあること等を踏まえ、現行の使用料は変更しない(消費税率引上げに伴う見直しは除く)。

価値補正の考え方

- ・ 施設の性能やサービス水準に応じた料金設定を行うため、貸館施設、体育館、テニスコート等のカテゴリ毎に設備の充実度や経過年数等の付加価値を評価する基準を設定し、当該基準に基づき施設毎の負担割合を設定する。
- ・ 負担割合については、以下に示す評価基準を点数化し、当該点数に応じて100%、75%、50%の三段階で設定する。

* 施設の付加価値を評価する基準

区分	基準の例
施設の新しさ	施設の築年数、耐震対応
施設・設備の充実度	冷暖房設備・管理人・照明設備・シャワー・トイレ等の有無、競技場等の面積・面数・材質、屋内・屋外の別(プール)、炊事場・水洗トイレ・コテージの有無(キャンプ場)
利便性	公共交通機関への接続の有無、駐車場の収容台数の多寡

* 価値補正のイメージ

施設の付加価値	高い ←—————→ 低い
価値補正の割合 (ここでいう価値補正の割合は、施設利用者から負担してもらう維持管理経費の割合を示す。)	100% 75% 50%

激変緩和措置等

- ・ 上記により算定した使用料が、現行使用料より著しく高額になるときは、利用者の負担の過度な増加を防ぐため、激変緩和措置として上限額を設定する。
- ・ 改定上限額は、現行使用料の1.5倍を原則とする。但し、当該料金が民間や近隣自治体の料金水準と比較し特に低廉である場合は、別途対応を検討する。

市外利用者の取扱い

- ・ 公の施設は、市民の利用に供することを目的に設置するものであり、施設整備に要する費用（イニシャルコスト）及び使用料分を除く維持管理経費については、当該市民が負担している。また、利用状況からみて、市民以外の利用者が利用する場合に、市民の利用が制約されている事例もあることから、市民と市民以外の利用者の使用料を区分し設定する。
- ・ 具体的には、集会施設及び体育施設について、市外利用者の使用料は、通常料金の200%とする。

消費税率の引上げに伴う対応

- ・ 消費税率は、平成26年4月に5%から8%となり、また、平成27年10月には10%への引上げが予定されていることから、上記1の使用料見直しの検討対象施設のほか、今回使用料の見直しを行わない施設についても、消費税の適正な転嫁の観点から対応を検討する。

使用料の改定時期

- ・ 今後、算定内容等を精査した上、平成27年3月の市議会定例会に使用料改定の条例改正案を提案し、周知期間を設けた上で、同年10月からの施行を目指していく。

使用料見直しの検討対象施設に係る地域自治区別の状況

区名	対象施設数	区名	対象施設数	区名	対象施設数
高田区	22	有田区	12	大湊区	10
新道区	6	八千浦区	1	頸城区	10
金谷区	9	保倉区	2	吉川区	14
春日区	10	北諏訪区	1	中郷区	8
諏訪区	1	谷浜・桑取区	3	板倉区	8
津有区	5	安塚区	9	清里区	7
三郷区	1	浦川原区	8	三和区	9
和田区	4	大島区	10	名立区	9
高土区	4	牧区	4	合計	215
直江津区	12	柿崎区	16		

平成 26 年度の公の施設の再配置の予定施設について 参考資料

1 「公の施設の再配置計画」(平成 23 年 10 月策定)に基づくこれまでの取組状況

(1) 第 4 次上越市行政改革推進計画に掲げた目標

- ・ 平成 26 年度までに約 1,000 ある公の施設のうち、概ね 1 割の施設が再配置(統廃合等)されている状態

(2) 平成 24、25 年度の再配置の取組状況

- ・ 上越青少年文化センター、上越市武道場、デイサービスセンター、中郷ひばり荘、上越市地球環境学校中ノ俣宿泊施設など、延べ 67 施設について再配置を実施

2 平成 26 年度の再配置予定施設について(平成 26 年 11 月 14 日現在)

(1) 6 月、9 月定例会議決分...4 施設

区域	再配置予定施設		
	施設数	再配置計画上の カテゴリー	施設名
浦川原区	1	文化歴史関係施設	・ 浦川原地域文化伝承館
	1	学習施設	・ うらがわらマナビィハウス
柿崎区	1	農林水産業振興施設	・ 上中山農産物等加工センター
清里区	1	文化歴史関係施設	・ 清里歴史民俗資料館
計	4		

(2) 12 月定例会上程予定分...29 施設

区域	再配置予定施設		
	施設数	再配置計画上の カテゴリー	施設名
安塚区	1	通信・放送施設	・ 安塚ケーブルテレビ施設
	19	無料駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安塚古町駐車場 ・ 安塚横町駐車場 ・ 安塚内山駐車場 ・ 安塚坊金第 1 駐車場 ・ 安塚坊金第 2 駐車場 ・ 安塚細野駐車場 ・ 安塚行野駐車場 ・ 安塚小黒駐車場 ・ 安塚切越駐車場 ・ 安塚菅沼駐車場 ・ 安塚朴の木駐車場 ・ 安塚円平坊駐車場 ・ 安塚真萩平駐車場 ・ 安塚伏野駐車場 ・ 安塚須川駐車場 ・ 安塚上船駐車場 ・ 安塚中船第 1 駐車場 ・ 安塚中船第 2 駐車場 ・ 安塚樽田川駐車場
浦川原区	1	通信・放送施設	・ 横川テレビ共同受信施設
牧区	1	貸館施設	・ 頸中林業振興センター
	5	無料駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 牧切光駐車場 ・ 牧高尾第 1 駐車場 ・ 牧高尾第 2 駐車場 ・ 牧柳島駐車場 ・ 牧川井沢駐車場

区域	再配置予定施設		
	施設数	再配置計画上の カテゴリー	施設名
吉川区	1	通信・放送施設	・吉川ケーブルテレビ施設
三和区	1	通信・放送施設	・三和ケーブルテレビ施設
計	29		

(3) 3月定例会上程予定分...80施設

区域	再配置予定施設		
	施設数	再配置計画上の カテゴリー	施設名
高田区	1	その他	・高田公園（相撲場）
	1	高齢者交流施設	・南寿園
	5	こどもの家	・きたしろこどもの家 ・さかえまちこどもの家 ・しんまちこどもの家 ・みなみしろこどもの家 ・てらまちこどもの家
新道区	3	こどもの家	・かもじまこどもの家 ・いなだこどもの家 ・こやすこどもの家
金谷区	3	こどもの家	・かみしょうまちこどもの家 ・おおぬきこどもの家 ・なかだはらこどもの家
	1	地区集会施設	・下馬場多目的研修センター
春日区	1	高齢者交流施設	・春日山趣味の家
	6	こどもの家	・たかしこどもの家 ・なかもんぜんこどもの家 ・つちはしこどもの家 ・すすきぶくろこどもの家 ・かすがのこどもの家 ・かすがやままちこどもの家
諏訪区	1	こどもの家	・すわこどもの家
津有区	1	こどもの家	・ふじづかこどもの家
	1	地区集会施設	・四辻町多目的研修センター
和田区	2	こどもの家	・しちかしよこどもの家 ・しまだこどもの家
高土区	1	こどもの家	・たかしぶんかんこどもの家
直江津区	9	こどもの家	・いしばしこどもの家 ・ごちこどもの家 ・てんのうちょうこどもの家 ・かがちょうこどもの家 ・さんこうこどもの家 ・いちのちょうこどもの家 ・こくふこどもの家 ・とどろきこどもの家 ・とうんちょうこどもの家
有田区	3	こどもの家	・やすえこどもの家 ・かみげんにゅうこどもの家 ・しももんぜんこどもの家
八千浦区	2	こどもの家	・くろいこどもの家 ・にしがくぼはまこどもの家
保倉区	1	こどもの家	・かみよしのこどもの家
安塚区	3	地区集会施設	・樽田川地区開発センター ・板尾地区開発センター ・安塚本郷地区開発センター

区域	再配置予定施設		
	施設数	再配置計画上のカテゴリー	施設名
大島区	10	地区集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ・竹平多目的共同利用施設 ・西沢多目的共同利用施設 ・板山多目的共同利用施設 ・上達多目的共同利用施設 ・藤尾多目的共同利用施設 ・大島中野農作業準備休憩施設 ・棚岡農作業準備休憩施設 ・熊田農作業準備休憩施設 ・牛ヶ鼻農作業準備休憩施設 ・竹平地域活性化施設
牧区	10	地区集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高尾活性化センター ・田島構造改善センター ・東松ノ木多目的活動施設 ・牧坪山多目的利用施設 ・平方多目的集会施設 ・大月交流促進センター ・牧山口活性化センター ・高谷活性化センター ・池舟多目的利用施設 ・岩神多目的利用施設
中郷区	9	地区集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ・中郷岡沢農民研修センター ・片貝地区農村集落多目的共同利用施設 ・四ツ屋地区農村集落多目的共同利用施設 ・中郷北部地区農村集落多目的共同利用施設 ・中郷南部地区農村集落多目的共同利用施設 ・松ヶ峯地区コミュニティ供用施設 ・中郷福田地区コミュニティ供用施設 ・岡川地区コミュニティ供用施設 ・稻荷山地区コミュニティ供用施設
板倉区	1	飲食施設	・板倉そば打ち体験交流施設いたくら亭
	1	プール	・上越市板倉洗心プール
	1	医療機関	・上越市国民健康保険寺野診療所
三和区	2	地区集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ・島倉会館 ・三和自然環境体験交流館
名立区	1	地区集会施設	・杉野瀬共同利用機械格納施設
計	80		